

第19回 保守管理検討会 議事録

1. 開催日時： 平成26年7月4日(金) 13:30～17:20

2. 開催場所： 電気倶楽部 A会議室

3. 参加者： (順不同, 敬称略)

□出席者：浦野主査(中部電力), 金子(日本原子力研究開発機構), 佐久間(中国電力), 長谷川(日本原子力発電), 深澤(東京電力), 堀水(原子力安全推進協会), 松村(四国電力), 依田(東芝), 米田(北海道電力), 和地(三菱重工業)(計10名)

□代理出席者：齋藤(電源開発・梅岡), 目黒(日立 GE コーポレーション・大野), 天間(東北電力・菅原), 横田(関西電力・山口) (計4名)

□常時参加者：渡邊(原子力規制庁) (計1名)

□オブザーバ：國頭(東京電力) (計1名)

□欠席者：池田(九州電力), 根上(北陸電力) (計2名)

□事務局：大滝(日本電気協会) (計1名)

4. 配付資料

資料 19-1 JEAC4209/JEAG4210 原子力規格委員会 書面投票コメント回答(案)

資料 19-2-1 保守管理規程/指針(JEAC4209/JEAG4210)の次回改定について(案)

資料 19-2-2 保守管理規程/指針(JEAC4209/JEAG4210)の改定スケジュール(案)

資料 19-3 第18回保守管理検討会 議事録(案)

資料 19-4 第17回保守管理検討会 議事録(案)

参考資料 1 保守管理検討会委員名簿

参考資料 2 第51回原子力規格委員会 議事録(案)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

本検討会委員総数16名に対して代理を含めた本日の委員出席者数は14名で, 規約上の決議の条件である『委員総数の3分の2以上の出席』を満たしていることが確認された。

(2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認

事務局より, 本日の代理出席者4名及びオブザーバ1名の紹介があり, 主査により承認された。

(3) 前回議事録(案)の確認

事務局より, 資料 19-3 及び 19-4 に基づき, 前回及び前々回の検討会議事録(案)が紹介された。以下の修正を行うこととし, 両議事録とも正式議事録とする。

・資料 19-3 の 3 頁, 6.その他 1)で, 「コメント反映版の作成は, 浦野主査と梅岡委員が担当」を「コメント反映版の作成は, 浦野主査, 梅岡委員及び長谷川委員が担当」に訂正する。

(4) 第51回原子力規格委員会議事録(案)の紹介

浦野主査及び事務局より, 参考資料 2 に基づき, 第51回原子力規格委員会の議事録(案)

のうち、本検討会に関連する事項が紹介された。

主なコメント及び質疑・応答は以下のとおり。

- ・ 関村委員長のイメージと現行保守管理規程の何処が違っているのかよくわからない。
現在は、高経年化技術評価の結果を有効性評価の中に取り込んで、そこから各保全に流れていくプロセスになっている。高経年化技術評価の結果のインプットが1箇所なのか複数箇所なのかで乖離しているのだと思う。
- ・ 現在、原子力学会のPSR実施基準が見直されている。
法令が変わり、PSRが安全性向上評価に言葉が変わっている。PSRもPeriodic Safety ReviewからProactive Safety Reviewに変わっている。今、構築中のルールを見定めたくてJEAC4209に、どのように反映していくのか検討会で議論したい。
安全性向上評価に制度改革されたが、それぞれのコアの部分は基本的に延長線上にあって、その範囲をもう少し広げて安全性向上評価として見ていこうとしているので、捉え方が違うかもしれないが、基本スタンスは変わらないと思う。
- ・ 軽水炉の劣化メカニズムの整理も長年の経験を経てできたものなので、高速炉であれば実験炉の常陽からのトラブルや劣化、海外の情報も集めて説明していかないと委員長は納得されないのではないかと思う。
- ・ これから整備するものはするとして、今の規格でそれが読めるのか。適用範囲では研究開発炉も対象となっているが、劣化メカニズム整理表は軽水炉しか呼び込まれていない。規格として、研究開発炉を対象とした規格になっていないのではないか。
- ・ 劣化メカニズム整理表を基に保守管理するのがJEAC4209であり、これから劣化メカニズム整理表を作る段階のものが適用範囲の対象に含まれていて良いのかという、そもそも論を言われているのではないのか。劣化メカニズム整理表ができた段階で対象にすれば良いと言われるのではないか。
もんじゅを含める考え方をJAEAから説明してもらおう。その結果を踏まえて、必要があれば再度検討する。

(5) 原子力規格委員会の書面投票コメント回答案の検討

保守管理規程/指針に対して、現在、原子力規格委員会の書面投票中(6月23日~7月14日)であるが、これまでにいただいたご意見について、浦野主査より、資料19-1に基づき、回答案の説明があった。

本資料について、以下のコメントを反映した改定版を各委員に確認してもらうこととする。反対意見者に対して書面投票終了後にご説明し、反対意見の取下げ又はご意見の変更等を確認することとする。

主なコメント及び質疑・応答は以下のとおり。

- ・ 資料19-1, JEAC4209/JEAG4210 書面投票コメント回答案のNo.4 当該指針へのコメント(5)の回答案について、記載案の「拝承...追記します。」 「ある設備の点検計画を変更する場合に、その設備の点検項目等の状態に応じて、どのような変更を行うかの例示を記載しておりますので、現状のとおりといたします。」に変更する。
- ・ 資料19-1, No.3(2)の回答は、「共通に適用する用語であるため、MC-11-2(2) a、MC-11-3(2) a、MC-13(1)およびMC-14(1)の末尾に【解説27】を追記します。」 「原則として最初に解説を行う章に記載しており、現状の通りといたします。」に変更する。
- ・ 資料19-1, No.5(2)の回答案について、「しかしながら、重大事故対処施設等も含めて、

見直しが必要であり、当該指針の見直しも踏まえ、重大事故対処施設等の保全重要度に関する考え方を検討し、今後、反映していきます。」旨の記載を追記する。

- ・資料 19-1, No.5(3)の回答は, (2)に含めての回答とする。
- ・資料 19-1, No.5(4)の回答は, 「今後検討を行い、本記載も見直していく必要があると考えております。」 「今後検討を行う必要があると考えております。」に変更する。
- ・資料 19-1, No.6(9)の回答について, 「我々が原因について検討した」趣旨の文章を冒頭に追記する。
- ・特定重大事故対処施設については, 「検討を早急を実施し、必要に応じて反映します」旨の記載とする。
- ・資料 19-1 のまとめ方について, JEAC4209 のご意見及び回答と JEAG4210 のものと分けたシートにする。

(6) 次回改定に向けての検討

浦野主査より, 資料 19-2-1 ~ 19-2-2 に基づき, 保守管理規程 / 指針の次回改定の内容について説明があった。

主なコメント及び質疑・応答は以下のとおり。

- ・資料 19-2-1, 2.(1)a.については, 保全対象範囲の充実のような表現とし, 考え方のグレーな部分について明確にする方向で修正する。
- ・例えば, 今の規制基準と現行規格をすべて照らし合わせて, どこがどう足りないのかを確認したうえで, ここをこう変えていかなければならないという議論なら分かるが, いきなりこれを変更すると言われても, それだけで良いのかと聞かれた時に回答に困ることにならないか。全体を一度確認する必要があるのではないか。
- ・保守管理検討会のみで検討するのは, 難しいのではないか。
現在, 各社独自に SA 設備等を導入しているのが実態としてある。電事連の会議体や保守管理検討会の下部に電力委員によるサブワーキングを作って検討する方法もある。
東電, 関電等一部の委員に協力してもらい, どんな体制を組むか等案を作成し, それを全体で議論することとしたい。
- ・本日の資料を各委員がそれぞれ熟読し, 「保全対象の明確化等、保全プログラムの更なる充実」及び「更なるリスクを考慮した保守管理の検討」に関する気付き事項, その他の事項を集約することも重要である。
- ・設備の特有性があるので, PWR 電力と BWR 電力を分けて, それぞれで検討したものをまとめるやり方をしたこともある。
- ・PI-SDP については, 現状把握のため, 各社の取り組み状況をアンケート調査する。

6. その他

- 1) JEAG4210 添付 9 の定期事業者検査一覧(例)名称が, 本年 2 月に原子力規制庁が出された「施設定期検査に関する運用要領」の名称と一部相違が発見されたので確認することとする。
- 2) 7 月 10 日(木) ~ 11 日(金) の 10 時 ~ 18 時の 2 日間の予定で, JEAC4209 及び JEAG4210 の規格案の読み合わせを実施する。電力の委員に別途協力をお願いする。

以上